

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、直接請求手続においては資料不足を理由に賠償されなかった就労不能損害を、同手続で提出済みの資料等に基づき損害を認定し、平成23年3月から同年10月までの減収分が賠償されたほか、複数の持病を有しており避難生活中に複数の病院に通院していたことを考慮して平成23年3月から同年9月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）についての和解金として、金142万2000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有することとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年7月12日

(仲介委員 竹之内 俊)

別紙

損害項目	対象期間	金額（円）
避難費用 (避難交通費)	平成23年12月1日から 平成23年12月31日まで	12,000
就労不能損害	平成23年3月11日から 平成23年10月31日まで	1,200,000
精神的損害 (日常生活阻害慰謝料・ 増額分)	平成23年3月11日から 平成23年9月30日まで	210,000
合計		1,422,000